

議案第 1 1 号

行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）が平成 2 8 年 4 月 1 日に施行されることに伴う所要の整備を図るため、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(大口町情報公開条例の一部改正)

第1条 大口町情報公開条例（平成11年大口町条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2章第3節の節名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第15条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第1項並びに第2項」を「第1項及び第2項」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求」に、「、当該不服申立て」を「、当該審査請求」に、「決定を」を「裁決を」に、「に当該不服申立て」を「に当該審査請求」に、「決定に」を「裁決に」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「決定で、不服申立て」を「裁決で、審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、同条に次の1項を加える。

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第16条各号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第17条見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第18条中「決定」を「裁決」に改める。

(大口町個人情報保護条例の一部改正)

第2条 大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3章第4節の節名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第42条各号列記以外の部分中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「又は決定」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、同条第3号中「又は決定」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、同条第4号中「又は決定」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、同条に次の1項を加える。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第43条第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第44条見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(大口町特定個人情報保護条例の一部改正)

第3条 大口町特定個人情報保護条例(平成27年大口町条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3章の章名及び同章第4節の節名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第36条各号列記以外の部分中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「又は決定」

を削り、「不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、同条第3号中「又は決定」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、同条第4号中「又は決定」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、同条に次の1項を加える。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第37条第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第38条見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(大口町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 大口町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年大口町条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第8条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第9条及び第10条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第12条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(大口町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第5条 大口町固定資産評価審査委員会条例(平成11年大口町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条第1項中「、決定書」を「、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を

加える。

(手数料の額)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下「手数料」という。)の額は、大口町手数料条例(平成12年大口町条例第6号)に定めるところによる。

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(大口町税条例の一部改正)

第6条 大口町税条例(昭和38年大口町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第49条第2項第1号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号」を「及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事務所の所在地及び

法人番号) 」に改める。

第125条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同法第2条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

（大口町手数料条例の一部改正）

第7条 大口町手数料条例（平成12年大口町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

その他町長が認める諸証明書交付手数料又は文書で事実を認証する手数料	1件	200円	
-----------------------------------	----	------	--

を

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。)の規定による提出書類等の写し等の交付(行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による提出資料	複写機により用紙(B5~A3)に複写したもの 1枚	白黒 1 0円	両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
		カラー 20円	
	電磁的記録に記録された事項を用紙(B5~A3)に出力したもの 1枚	白黒 1 0円	
	上記以外のものの作成に要	実費	

等の写し等の交付を含む。)に係る手数料	するもの		
その他町長が認める諸証明書交付手数料又は文書で事実を認証する手数料	1件	200円	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条による改正後の大口町情報公開条例の規定は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）以後の公開決定等（大口町情報公開条例第11条第1項及び第2項に規定する決定をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前にされた公開決定等については、なお従前の例による。
- 3 第2条による改正後の大口町個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた決定等（大口町個人情報保護条例第23条に規定する開示決定等、同条例第34条に規定する訂正決定等及び同条例第40条に規定する利用停止決定等をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前にされた決定等については、なお従前の例による。
- 4 第3条による改正後の大口町特定個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた決定等（大口町特定個人情報保護条例第18条に規定する開示決定等、同条例第27条に規定する訂正決定等及び同条例第34条に規定する利用停止決定等をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前にされた決定等については、なお従前の例による。
- 5 第5条による改正後の大口町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産

について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が施行日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

第1条関係

大口町情報公開条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 情報の公開</p> <p> 第1節 情報の公開を請求する権利等（第5条～第10条）</p> <p> 第2節 情報の公開の請求に関する決定等（第11条～第14条）</p> <p> 第3節 <u>審査請求</u>に関する手続き（第15条～第18条）</p> <p>第3章 補則（第19条～第25条）</p> <p>附則</p> <p> 第2章 情報の公開</p> <p> 第1節・第2節 略</p> <p> 第3節 <u>審査請求</u>に関する手続き（<u>審査請求</u>）</p> <p>第15条 第11条第1項及び第2項の決定について<u>行政不服審査法</u>（平成26年法律第68号）による<u>審査請求</u>があったときは、<u>当該審査請求に対する裁決</u>をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、大口町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に<u>当該審査請求に対する裁決</u>について諮問しなければならない。</p> <p>(1) 当該<u>審査請求</u>が明らかに不適法である場合</p> <p>(2) <u>裁決</u>で、<u>審査請求</u>に係る公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第17条において同じ。）を取り消し又は変更し、<u>当該審査請求</u>に係る情報の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等につい</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 情報の公開</p> <p> 第1節 情報の公開を請求する権利等（第5条～第10条）</p> <p> 第2節 情報の公開の請求に関する決定等（第11条～第14条）</p> <p> 第3節 <u>不服申立て</u>に関する手続き（第15条～第18条）</p> <p>第3章 補則（第19条～第25条）</p> <p>附則</p> <p> 第2章 情報の公開</p> <p> 第1節・第2節 略</p> <p> 第3節 <u>不服申立て</u>に関する手続き（<u>不服申立て</u>）</p> <p>第15条 第11条第1項並びに第2項の決定について<u>行政不服審査法</u>（昭和37年法律第160号）による<u>不服申立て</u>があったときは、<u>当該不服申立てに対する決定</u>をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、大口町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に<u>当該不服申立てに対する決定</u>について諮問しなければならない。</p> <p>(1) 当該<u>不服申立て</u>が明らかに不適法である場合</p> <p>(2) <u>決定</u>で、<u>不服申立て</u>に係る公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第17条において同じ。）を取り消し又は変更し、<u>当該不服申立て</u>に係る情報の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等につい</p>

新	旧
<p>て第12条第1項又は第2項の規定に基づき第三者が公開に反対する旨の意見を述べているときを除く。</p> <p><u>2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第16条 前条の規定により、審査会に諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人</u>及び参加人</p> <p>(2) 請求者（請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 第12条第1項又は第2項の規定に基づき公開に反対する旨の意見を述べている第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続き)</p> <p>第17条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 同条同項の決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る公開決定等を変更し、当該決定に係る情報を公開する旨の<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該情報の公開を反対する旨の意見を述べている場合に限る。）</p> <p>(諮問に対する答申の尊重)</p> <p>第18条 第15条の規定により、審査会に諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに<u>裁決</u>を行わなければならない。</p>	<p>ついて第12条第1項又は第2項の規定に基づき第三者が公開に反対する旨の意見を述べているときを除く。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第16条 前条の規定により、審査会に諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人</u>及び参加人</p> <p>(2) 請求者（請求者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 第12条第1項又は第2項の規定に基づき公開に反対する旨の意見を述べている第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続き)</p> <p>第17条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 同条同項の決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る公開決定等を変更し、当該決定に係る情報を公開する旨の<u>決定</u>（第三者である参加人が当該情報の公開を反対する旨の意見を述べている場合に限る。）</p> <p>(諮問に対する答申の尊重)</p> <p>第18条 第15条の規定により、審査会に諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに<u>決定</u>を行わなければならない。</p>

第2条関係

大口町個人情報保護条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 個人情報の適切な取扱い（第6条—第15条）</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節 開示（第16条—第28条）</p> <p> 第2節 訂正（第29条—第35条）</p> <p> 第3節 利用停止（第36条—第41条）</p> <p> 第4節 <u>審査請求</u>（第42条—第44条）</p> <p>第4章 雑則（第45条—第49条）</p> <p>第5章 罰則（第50条—第53条）</p> <p>附則</p> <p> 第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節～第3節 略</p> <p> 第4節 <u>審査請求</u></p> <p> （審査会への諮問）</p> <p>第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>による<u>審査請求</u>があったときは、<u>当該審査請求</u>に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、大口町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>（1）<u>審査請求</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>（2）裁決で、<u>審査請求</u>に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。）を取り消し、又は変更し、<u>当該審査請求</u>に係る保有個人情報の全</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 個人情報の適切な取扱い（第6条—第15条）</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節 開示（第16条—第28条）</p> <p> 第2節 訂正（第29条—第35条）</p> <p> 第3節 利用停止（第36条—第41条）</p> <p> 第4節 <u>不服申立て</u>（第42条—第44条）</p> <p>第4章 雑則（第45条—第49条）</p> <p>第5章 罰則（第50条—第53条）</p> <p>附則</p> <p> 第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第1節～第3節 略</p> <p> 第4節 <u>不服申立て</u></p> <p> （審査会への諮問）</p> <p>第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>による<u>不服申立て</u>があったときは、<u>当該不服申立て</u>に対する裁決又は<u>決定</u>をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、大口町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>（1）<u>不服申立て</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>（2）裁決又は<u>決定</u>で、<u>不服申立て</u>に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。）を取り消し、又は変更し、<u>当該不服申立て</u>に係る保</p>

新	旧
<p>部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) 裁決で、<u>審査請求</u>に係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、<u>当該審査請求</u>に係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。</p> <p>(4) 裁決で、<u>審査請求</u>に係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、<u>当該審査請求</u>に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</p>	<p>有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) 裁決又は決定で、<u>不服申立て</u>に係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、<u>当該不服申立て</u>に係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</p> <p>(4) 裁決又は決定で、<u>不服申立て</u>に係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、<u>当該不服申立て</u>に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</p>
<p>2 <u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p>	
<p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第43条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人</u>及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続等）</p>	<p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第43条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人</u>及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続等）</p>
<p>第44条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合につい</p>	<p>第44条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決<u>又は決定</u>をする場</p>

新	旧
<p>て準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する裁決又は決定</p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>

第3条関係

大口町特定個人情報保護条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 特定個人情報の取扱い（第3条—第10条）</p> <p>第3章 開示、訂正、利用停止及び<u>審査請求</u></p> <p> 第1節 開示（第11条—第22条）</p> <p> 第2節 訂正（第23条—第29条）</p> <p> 第3節 利用停止（第30条—第35条）</p> <p> 第4節 <u>審査請求</u>（第36条—第38条）</p> <p>第4章 雑則（第39条—第42条）</p> <p>附則</p> <p> 第3章 開示、訂正、利用停止及び<u>審査請求</u></p> <p> 第1節～第3節 略</p> <p> 第4節 <u>審査請求</u></p> <p>（審査会への諮問）</p> <p>第36条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>による<u>審査請求</u>があったときは、<u>当該審査請求に対する裁決</u>をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、大口町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 裁決で、<u>審査請求</u>に係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。）を取り消し、又は</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 特定個人情報の取扱い（第3条—第10条）</p> <p>第3章 開示、訂正、利用停止及び<u>不服申立て</u></p> <p> 第1節 開示（第11条—第22条）</p> <p> 第2節 訂正（第23条—第29条）</p> <p> 第3節 利用停止（第30条—第35条）</p> <p> 第4節 <u>不服申立て</u>（第36条—第38条）</p> <p>第4章 雑則（第39条—第42条）</p> <p>附則</p> <p> 第3章 開示、訂正、利用停止及び<u>不服申立て</u></p> <p> 第1節～第3節 略</p> <p> 第4節 <u>不服申立て</u></p> <p>（審査会への諮問）</p> <p>第36条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>による<u>不服申立て</u>があったときは、<u>当該不服申立てに対する裁決又は決定</u>をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、大口町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立て</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 裁決<u>又は決定</u>で、<u>不服申立て</u>に係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。）を取り</p>

新	旧
<p>変更し、<u>当該審査請求</u>に係る保有特定個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p>	<p>消し、又は変更し、<u>当該不服申立て</u>に係る保有特定個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p>
<p>(3) 裁決で、<u>審査請求</u>に係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、<u>当該審査請求</u>に係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。</p>	<p>(3) 裁決又は決定で、<u>不服申立て</u>に係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、<u>当該不服申立て</u>に係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。</p>
<p>(4) 裁決で、<u>審査請求</u>に係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、<u>当該審査請求</u>に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</p>	<p>(4) 裁決又は決定で、<u>不服申立て</u>に係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、<u>当該不服申立て</u>に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</p>
<p>2 <u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p>	
<p>（諮問をした旨の通知）</p>	<p>（諮問をした旨の通知）</p>
<p>第37条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p>	<p>第37条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p>
<p>(1) <u>審査請求人</u>及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p>	<p>(1) <u>不服申立人</u>及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p>
<p>（第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続等）</p>	<p>（第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続等）</p>
<p>第38条 第20条第3項の規定は、次の各号</p>	<p>第38条 第20条第3項の規定は、次の各号</p>

新	旧
<p>のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有特定個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対する意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>のいずれかに該当する裁決又は<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する裁決又は<u>決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有特定個人情報を開示する旨の裁決又は<u>決定</u>（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対する意思を表示している場合に限る。）</p>

第4条関係

大口町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第2条 大口町情報公開条例(平成11年大口町条例第28号。以下「情報公開条例」という。)第15条、大口町個人情報保護条例(平成16年大口町条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。)第42条及び大口町特定個人情報保護条例(平成27年大口町条例第22号。以下「特定個人情報保護条例」という。)第36条の規定による諮問に応じ、<u>審査請求</u>について調査審議するため、審査会を置く。</p> <p>(<u>審査請求</u>における審査会の調査権限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問に係る事案の審議を行うために必要であると認めるときは、<u>審査請求人</u>、参加人、諮問実施機関の職員その他関係者(以下「<u>審査請求人等</u>」という。)から意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第8条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第9条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 大口町情報公開条例(平成11年大口町条例第28号。以下「情報公開条例」という。)第15条、大口町個人情報保護条例(平成16年大口町条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。)第42条及び大口町特定個人情報保護条例(平成27年大口町条例第22号。以下「特定個人情報保護条例」という。)第36条の規定による諮問に応じ、<u>不服申立て</u>について調査審議するため、審査会を置く。</p> <p>(<u>不服申立て</u>における審査会の調査権限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問に係る事案の審議を行うために必要であると認めるときは、<u>不服申立人</u>、参加人、諮問実施機関の職員その他関係者(以下「<u>不服申立人等</u>」という。)から意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第8条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第9条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当</p>

新	旧
<p>の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(提出資料の閲覧)</p> <p>第10条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(提出資料の閲覧)</p> <p>第10条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>

第5条関係

大口町固定資産評価審査委員会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用</u></p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 略</p>

新	旧
<p><u>して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p>	
<p><u>3 略</u></p>	<p><u>2 略</u></p>
<p><u>4 略</u></p>	<p><u>3 略</u></p>
<p><u>5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。</u></p>	
<p><u>(手数料の額)</u></p>	
<p><u>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、大口町手数料条例（平成12年大口町条例第6号）に定めるところによる。</u></p>	
<p><u>(手数料の減免)</u></p>	
<p><u>第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	
<p><u>2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由</u></p>	

新	旧
<p><u>とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。</u></p> <p>(議事についての調書)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(決定書の作成)</p> <p><u>第13条</u> 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会</u> <u>が記名押印した決定書</u>を作成しなければならない。</p> <p>(1) <u>主文</u></p> <p>(2) <u>事案の概要</u></p> <p>(3) <u>審査申出人及び町長の主張の要旨</u></p> <p>(4) <u>理由</u></p> <p>2 略</p> <p>(審査の秩序維持)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第16条</u> 略</p>	<p>(議事についての調書)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(決定書の作成)</p> <p><u>第11条</u> 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>決定書</u>を作成しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(審査の秩序維持)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>

第6条関係

大口町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第20条の2 町長は広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第20条の2 町長は広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 略</p>
<p>(町民税の減免)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事務所の所在地及び法人番号)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(町民税の減免)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>
<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第125条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)</p>	<p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第125条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人</p>

新	旧
<p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p><u>番号又は法人番号</u>を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>

第7条関係

大口町手数料条例の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
手数料の種類	単位	金額	備考	手数料の種類	単位	金額	備考
略				略			
土地改良区に関する証明書交付手数料	1枚	200円		土地改良区に関する証明書交付手数料	1枚	200円	
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。）の規定による提出書類等の写し等の交付（行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による提出書類等の写し等の交付を含む。）に係る手数料	複写機により用紙（B5～A3）に複写したもの1枚	白黒 10円 カラー 20円	両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。	その他町長が認める諸証明書交付手数料又は文書で事実を認証する手数料	1件	200円	
その他町長が認める諸証明書	1件	200円					

新				旧
書交付手数料 又は文書で事 実を認証する 手数料				

改正要旨

1 改正の趣旨

全面改正された行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、用語の整理等所要の整備をするために、関係条例の一部を改正します。

2 改正の概要

条文	対象条例	内容
第1条	大口町情報公開条例	①「不服申立て」を「審査請求」に改正する等の用語の整理 ②審査請求に対する既存の第三者機関があるため、行政不服審査法における「審理員」による手続きを適用除外とする規定を追加
第2条	大口町個人情報保護条例	
第3条	大口町特定個人情報保護条例	
第4条	大口町情報公開・個人情報保護審査会条例	「不服申立て」を「審査請求」に改正する等の用語の整理
第5条	大口町固定資産評価審査委員会条例	①「不服申立て」を「審査請求」に改正する等の用語の整理 ②固定資産評価審査委員会における審理手続を行政不服審査法に則したものにするための手続規定の整備
第6条	大口町税条例	「不服申立て」を「審査請求」に改正する等の用語の整理
第7条	大口町手数料条例	行政不服審査法第38条第1項の規定による審理手続に係る提出書類等の写しの交付手数料（同法、他の法律で準用する場合も含む。）の規定を追加。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。